



# 子どもの 携帯電話には フィルタリングを

「いしかわ子ども総合条例」が改正されました。

平成22年1月1日から施行されます。

## 条例改正のポイント

青少年の携帯電話について、  
原則フィルタリングサービス  
を利用してください。

違法  
サイト

アダルト  
サイト

出会い系  
サイト



この条例で「青少年」とは、18歳未満の人をいいます。

近年、インターネット上の有害情報の氾濫によって、子どもたちが犯罪に巻き込まれるケースや誹謗・中傷する書き込み被害が発生するなど、子どもを取り巻く環境が変化しています。

こうした状況を踏まえ、今回の条例改正において、青少年の携帯電話の適切な利用を進めることにより、青少年の健全育成を図ることとしています。



## 保護者の義務

### 青少年の携帯電話について、原則フィルタリングサービスを利用してください。

平成21年4月1日より「青少年インターネット環境整備法(※)」が施行され、青少年が携帯電話を利用する場合は、保護者の申し出がない限り、フィルタリングサービスを利用することとなっています。

※青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年6月18日法律第79号)

今回の条例改正により保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申し出をする場合には、やむを得ない理由を書いた文書を携帯電話事業者に提出しなければなりません。

#### ●やむを得ない理由

- ①青少年が就労している場合で、当該業務に支障が生じること
- ②障害・疾病等により、日常生活に必要な情報収集等に支障が生じること
- ③青少年が有害情報に触れないようにするために保護者が常に利用状況を確認できること

詳しくはこちら▶ <http://www.pref.ishikawa.jp/kodomoseisaku/keitai.htm>

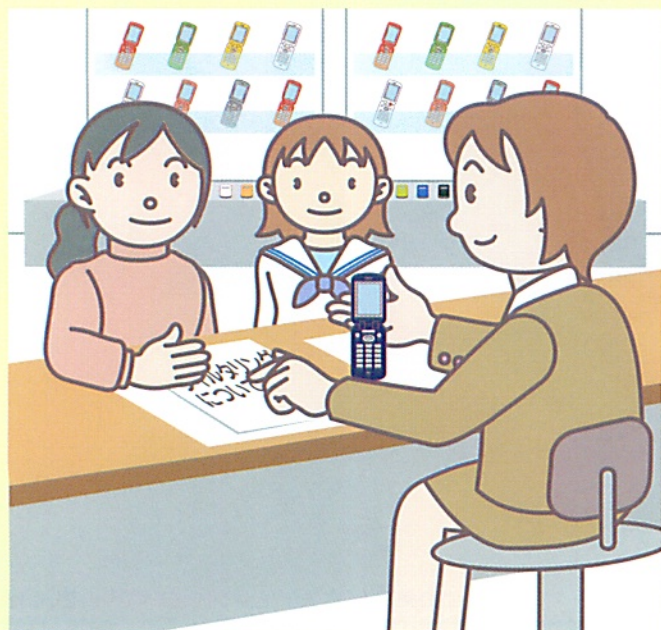
## フィルタリングとは

子どもたちが安全に安心して携帯電話を使用できるよう、子どもたちに見せたくない暴力、アダルト、出会い系サイトなどへのアクセスを制限する機能です。

### 話し合って家庭でルールづくりをしましょう



※上記の内容は家族ルールの一例です。



## 携帯電話事業者の義務

青少年またはその保護者に対し、フィルタリングサービスの目的・内容を書面で説明しなければならない。

保護者から書面による申し出がある場合に限り、フィルタリングサービスを提供しないことが出来る。

保護者からの申し出の書面(電磁的記録を含む)を保存しなければならない。

お問い合わせ先

石川県健康福祉部少子化対策監室

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL:076-225-1422 FAX:076-225-1423

平成21年11月